

**碧南市民病院改修事業 設計業務委託
プロポーザル方式実施要項**

I. 業務概要

1. 目的

本実施要項は、碧南市民病院改修事業 設計業務委託（以下、「本業務」という。）を行うにあたり、公募型プロポーザル方式により、設計能力及び豊富な経験を有する設計者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2. 委託概要

(1) 委託業務名

碧南市民病院改修事業 設計業務委託

(2) 業務内容

- ア 病棟の改修基本・実施設計
(設備・医療機器等の更新を含む)
- イ その他（別添特記仕様書のとおり）
- ウ 追加業務
既設施設の劣化調査

(3) 業務履行期間

契約締結の日から平成31年9月30日

(4) 業務委託料の上限額

上限 41,040,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、平成30年度の支払い限度額は、提出された見積額の30%を支払い限度額とする。

(5) 発注者

碧南市長

(6) 担当課窓口

- ア 担当課 碧南市民病院経営管理部管理課施設用度係
- イ 担当者名 榊原 充巳
- ウ 連絡先 〒447-8502 愛知県碧南市平和町3-6
碧南市民病院経営管理部管理課施設用度係
電 話 0566-48-5050
FAX 0566-48-5065
電子メール bkanrika@city.hekinan.lg.jp

II. 参加資格

1. 参加資格

参加資格を有する事業者は、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び第167条の11の規定に該当しないこと。
- (2) 碧南市における入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 参加申出書の提出期限から受託者の決定日までの期間において、碧南市競争入札参加停止等措置要領第4条の規定による競争入札参加停止等措置を受けていないこと。
- (4) 参加申出書の提出期限から受託者の決定日までの期間において、「碧南市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月27日付け碧南市長等・愛知県碧南警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 愛知県内に本店（本社）又は支店（支社）を置き、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所 の登録を有すること。
- (6) 本業務内容と同等以上の病院施設に関する委託設計の実績があること。なお同等以上とは、100床以上の入院施設を保有し、延べ床面積5,000㎡以上の病院とする。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による更生手続開始の申立をしていない者であること。

2. 参加に関する制限

- (1) 参加者1者からの応募は1点のみとします。
- (2) 協力事務所は、他の参加者の協力事務所となることはできません。
- (3) 審査委員会の委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属するものが在職している企業は参加することはできません。

3. 失格要件

次の要件のいずれかに該当する場合には失格となります。

- (1) 提案書等の作成要領に示された条件に適合しないもの。
- (2) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) 評価委員会に直接、間接を問わず連絡を求めた場合。
- (5) 見積額が業務委託料の上限を超えている場合。
- (6) その他、審査の公平さに影響を与える行為があった場合。

Ⅲ. スケジュール

項目	日程
本実施要項及び資料の配布・閲覧	平成30年10月11日（木）から 平成30年11月2日（金）まで
参加申出書の提出期間	平成30年10月11日（木）から 平成30年11月2日（金）まで
質問書の提出期間	平成30年10月11日（木）から 平成30年11月2日（金）まで

参加資格確認結果通知書の送付	平成 30 年 11 月 5 日 (月)
質疑回答	平成 30 年 11 月 9 日 (金)
提案書の受付期間	平成 30 年 11 月 9 日 (金) から 平成 30 年 11 月 22 日 (木) まで
一次審査結果通知書の送付	平成 30 年 11 月 29 日 (木)
プレゼンテーションの実施	平成 30 年 12 月上旬 ※日程が決定しだい通知します
評価結果の公表	平成 30 年 12 月中旬
契約日 (予定)	平成 30 年 12 月中旬

IV. 提出書類等

1. 参加申出書等の提出

参加希望の事業者は、次により参加申出書等を提出すること。

(1) 提出期間

平成 30 年 10 月 11 日 (木) ~平成 30 年 11 月 2 日 (金) 午後 5 時まで (必着)
※毎週土・日曜日及び祝日は除く

(2) 提出書類

参加申出書 (様式第 1 号) 1 部
代表者印を押印の上、提出してください。

(3) 提出先及び提出方法

担当課窓口 (碧南市民病院経営管理部管理課施設用度係) へ直接持参してください。
その他郵送、電子メール及び F A X での提出は不可とする。

(4) その他

参加申出書を確認後、プロポーザル方式等参加資格確認結果通知書 (様式第 2 号) を送付いたします。

2. 提案書等の提出

参加事業者は、次により提案書等を提出すること。

(1) 提出期間

平成 30 年 11 月 9 日 (金) ~平成 30 年 11 月 22 日 (木) 午後 5 時まで

(2) 提出書類

ア 提案書 (様式第 4 号、提案書様式第 1 号~8 号)
イ 参考見積書 (提案書様式第 9 号)

(3) 提出部数

ア 提案書 15 部
提出書類の 1 部には代表社印を押印し、残り 14 部はコピーで問題ありません。
イ 電子媒体 (CD-R 等) 1 部
ウ 参考見積書 1 部

(4) 提出先及び提出方法

担当課窓口(碧南市民病院経営管理部管理課施設用度係)へ直接持参してください。

(5) 提案の辞退

提案を辞退する場合は、参加辞退届(任意様式)を提出期限までに電話連絡の上、碧南市民病院経営管理部管理課施設用度係へ直接持参すること。

(6) 費用について

このプロポーザル参加にかかる一切の費用は、参加事業者の負担とする。

(7) その他

ア 提案書は、次項の作成要領に基づき作成すること。

イ 提出期限後の提案書の追加・修正・差し替え及び返還は一切認めないものとする。ただし、審査に必要と認める場合には、資料の追加提出を求める可能性もある。

ウ 提出された提案書は、返却しません。

3. 提案書等の作成要領

提出する書類の規格は、A4版片とじ・横書き・片面とし、文字サイズ10ポイント以上を基本とする。

(1) 提案書(様式第4号)

提案書には、以下の様式に必要な事項を記入し提出すること。

ア 設計事務所の概要(提案書様式第1号)

碧南市競争入札参加資格者名簿に登録された事務所の技術職員のうち、資格を有する技術職員構成を記入すること。なお、県外本支店等に所属する者を当事業の技術職員として配置する場合は、技術職員担当が所属する係、グループの必要最小限の職員を同事務所に含めることができるものとする。

イ 設計事務所の主要業務実績(提案書様式第2号)

事務所受託した設計業務のうち、病院施設の実績を「新築・増築」、「改修」業務に分けて、業務名、受注形態、施設概要などを含め記入すること。

ウ 技術者の経歴等

a) 管理技術者の経歴等(提案書様式第3-1号)

b) 意匠技術者担当者の経歴等(提案書様式第3-2号)

c) 構造技術者担当者の経歴等(提案書様式第3-3号)

d) 電気設備技術者担当者の経歴等(提案書様式第3-4号)

e) 機械設備技術者担当者の経歴等(提案書様式第3-5号)

本業務に係る配置予定技術者(管理技術者及び担当技術者等)を全員記載し、保有する資格及び病院施設に関する業務実績並びに業務概要を記入すること。

また、業務の一部を協力事務所等へ再委託する場合、その再委託先の協力事務所等の配置予定者を記入すること。

提案書の提出後において、提案書に記載した配置予定技術者は原則として変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、新たな技術者に関する履歴を書面にて提出し了承を得なけれ

ばならない。

エ 取組体制

a) 受託した場合の設計等担当技術者の取組体制（提案書様式第4号）

本業務に係る配置予定技術者（管理技術者及び担当技術者等）を様式にならい、全員記入すること。また技術者をサポートするため担当者を配置する予定がある場合には、担当する分野に所属、氏名、保有する資格を記入すること。

オ 協力事務所

a) 協力事務所（提案書様式第5号）

本業務の一部を協力事務所等へ再委託する場合には、様式に従い再委託する業務分野ごとに、再委託先の事務所名、病院施設に関する業務実績、再委託をする理由を記入すること。

b) 協力事務所の概要（提案書様式第6号）

再委託する協力事務所の技術職員のうち、資格を有する技術職員構成を様式に従い記載すること。複数の資格を有する場合は、主たる業務に記入するものとし、重複して記入しない。

カ 課題1（提案書様式第7号）

「管理技術者」の業務実績に記載された業務のうち、本業務と同等以上の業務実績事例の1事例について報告してください。なお、提出書類はA3サイズ（片面）にまとめ、3枚以内にまとめ報告する。【別紙1参照】

キ 課題2（提案書様式第8号）

指定したテーマを踏まえ、既存施設の有効な利活用、機能向上、施設のあり方について提案してください。なお、提出書類はA3サイズ（片面）にまとめ、3枚以内とする。【別紙2参照】

【基本テーマ】

1. 室内環境の改善について
2. 施設の長寿命化に必要とされる改善について
3. 病院機能の向上について

(2) 参考見積書（提案書様式第9号）

見積上限額は、41,040千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

(3) 無効となる企画提案

- ア 提案書等の作成要領に示された条件に適合しないもの。
- イ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの。
- エ 評価委員会に直接、間接を問わず連絡を求めた場合。
- オ 定められた提出期限に遅れた場合
- カ その他、審査の公平さに影響を与える行為があった場合。

(4) 質問及び回答

本業務及びプロポーザルに関する質問は、別紙質問書に準じた様式に記載し、次

により質問すること。

ア 質問書の提出方法

質問書に必要事項を記載し、電子メールにて碧南市民病院経営管理部管理課施設用度係宛へ送付し、メール着信の電話確認を行うこと。なお、電話等による質問には回答しないものとする。

イ 質問期間

平成30年10月11日（木）～平成30年11月2日（金） 午後5時まで（必着）

ウ 回答方法

平成30年11月9日（金）までに、すべての参加者へ電子メールにより回答する。

(5) 現地説明会

事務局による現場説明会の開催予定はありませんので、各自担当課窓口に連絡し、現地確認を行ってください。

(6) その他

提出書類に含まれる著作物の著作権は、碧南市へ帰属するものとし、事業者選定の結果公表等において、本市が必要と判断した場合には、提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとする。

V. 審査及び評価

1. 1次審査（書類審査）

複数の参加者を、書類審査により2次審査対象の4者までに選定する。参加者が4者以下の場合は、全ての参加者を2次審査の対象とする。

(1) 審査方法

ア 提出された提案書のうち、課題2を除く提案書の記載内容について、書類審査を行い、2次審査を行う参加事業者4者を選定する。

イ 1次審査は非公表とする。

(2) 結果通知

審査結果は、平成30年11月29日（木）付けで、各参加事業者へ書面により通知する。

2. 2次審査（プレゼンテーション）

(1) 日時及び場所

平成30年12月上旬に実施予定とし、正式な日時については、後日通知する。また、詳細な時間及び場所等についても、参加事業者数に応じ決定し、郵送にて担当者へ連絡する。

(2) 実施方法

ア 2次審査は、参加申出書の提出順に実施する。

イ 2次審査は、1事業者40分（説明30分、質疑10分）以内とする。提出した提案書の拡大パネル（A1判）又はパワーポイントを使用し説明して下さい。

ただし、プレゼンテーションに要する機器等は、事業者にて準備すること。また説明内容は、提案書の補足程度とし、追加提案は認めないものとする。

ウ 参加者は、当該業務に配置を予定する管理技術者及び主任技術者を含む最大3名までとする。なお、代理者の出席は認めません。

エ 出席しない場合又は開始時間に間に合わない場合は、参加の意思がないものとみなし、失格とします。

オ プレゼンテーションは、非公開とする。ただし審査結果については、ホームページにて公表します。

3. 審査

(1) 評価委員会

ア 審査にあたっては、本市職員で構成する碧南市民病院改修事業設計業務委託評価委員会（以下、「評価委員会」という。）において行う。

(評価委員会予定者名簿)

委員長	碧南市民病院病院長	亀岡 伸樹	
委員	碧南市民病院副病院長	杉浦 誠治	
委員	碧南市民病院副病院長	杉浦 厚司	
委員	碧南市民病院副病院長	金澤 英俊	
委員	碧南市民病院看護部長	古久根初美	
委員	碧南市民病院経営管理部長	永谷 洋二	
委員	碧南市民病院経営管理部医事経営課長	杉浦 宏真	
委員	碧南市民病院経営管理部管理課長	伊藤 正博	
委員	建設部建築課長	生田 由也	
委員	建設部建築課課長補佐	安田 浩二	
委員	建設部建築課設備係長	高原 孝一	

イ 評価委員会の運営は、碧南市委託業務に係るプロポーザル方式等実施要領第5条に基づき実施する。

(2) 審査方法

ア 1次審査は、提案書の書類審査とする。

公表された評価基準に基づき点数評価を行い、上位4者を選定する。

イ 2次審査は、提案書及びプレゼンテーションの内容をふまえ、公平かつ客観的に評価し、2次審査の得点結果（1次審査を含まない。）により、1位（設計候補者）、2位（次点候補者）及び3位から4位まで順位付けを行い、得点上位の事業者から、受託事業者を特定する。ただし、得点が並んだ場合には、提案書における企画提案の合計得点により決定し、それでも同じ場合は、評価委員会の審議により決定する。また、参加事業者が1社のみの場合であっても評価委員会の審議により決定することとする。

(3) 結果通知

審査結果は、各参加事業者に書面により通知する。この場合において、選定されなかった理由を求める場合は、通知日の翌日から起算して7日以内の午後5時まで

に書面（任意様式）を碧南市民病院経営管理部管理課施設用度係窓口へ持参して提出すること。なお、回答については提出業者に書面により通知する。

また、原則、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

4. 設計業務等に関する事項

- (1) 設計業務の受託内容は、別添「碧南市民病院改修事業設計業務委託特記仕様書（以下、設計特記仕様書という。）」による。
- (2) 施設の長寿命化に関する設計を行うにあたり、建築及び設備関連の劣化調査は追加業務とする。受託者において、設計業務に必要と考えられる調査内容を設計特記仕様書別紙3の調査部位及び必要箇所数を検討し、劣化調査計画書及び見積書を作成するものとする。この内容については、変更契約の対象として取り扱うものとする。
- (3) 変更契約の上限額は、契約額の1割程度までとする。

5. 契約の締結等

- (1) 受託事業者の選定後、提案書を基に仕様内容について協議し、随意契約の方法により、受託事業者と速やかに委託契約を締結するものとする。
- (2) 設計候補者の辞退その他の事由により契約の締結ができない場合は、次点候補者と契約締結に向けた協議を行うものとする。なお契約締結まで、協議については得点上位者より順番に行う。
- (3) 設計業務受託者は、工事監理業務の受託予定者となるものとする。
提出する書類の規格は、A4版片とじ・横書き・片面とし、文字サイズ11ポイント以上を基本とする。

6. 概算改修予定額

上限 1,200,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記金額には、建設事業（建築・電気・機械設備・外構）に係わる改修費を含むものとする。

7. その他

(1) 改修基本構想

各階改修基本計画図

(2) 添付図面

配置図、各階平面図、立面図、断面図

(3) 改修工事期間（予定）

平成31年度から平成33年度

1 課題1 (提案書様式第7号)「管理技術者の業務実績」の補足説明

管理技術者の業務の実績(提案書様式3-1)に記載された業務のなかで、代表的な1つの作品事例(碧南市の事例は除く)について、下記内容を含め、報告してください。

ア. 設計過程について

①設計コンセプト

- (1) 与えられた条件(テーマを含む)、機能など
- (2) 利用者への配慮など
- (3) 医師、看護婦など従事者の職場環境など

②設計業務プロセス

- (1) 施設の条件(室内環境、設備機能、利用者・医療従事者への配慮等)など
- (2) 施設の仕様(使用した資材、内装イメージ(色彩、照明)、誘導サイン等)など

イ. 設計の実績について

①実施設計・成果

- (1) 施設の配置図、平面図、立面図など
- (2) 施設全体の特徴について

ウ. 提案書の記載方法について

- ①提出する内容は、A3版、片面使用とし、3枚以内にまとめ提出してください。
- ②資料には鳥瞰図、パース、図面、写真を用いてわかりやすいよう作成してください。
ただし、掲載する資料は承諾を得ているものとします。
- ③施設仕様の説明資料として、医療施設の特徴であるCCU室、病室、ナースステーション、トイレ等の竣工写真を掲載してください。
- ④様式は自由とします。

2 課題2 (提案書様式第8号)「施設の改修に関する提案」に関する補足説明

碧南市民病院の改修計画にあたり、5頁記載「IV-3-(1)-キ 課題2」において3つの基本テーマとともに、下記内容を含め、提案してください。

ア. 提案書に記載する内容について

- ①室内環境の改善提案
- ②施設の長寿命化に関する改善提案
- ③施設の機能向上に関する改善提案

イ. 施設等に求める内容について

- ①利用者にわかりやすく利用しやすい施設であること。
- ②入院患者の利便性や居住環境に配慮した施設であること。
- ③医療制度の変化に対応した施設であること。
- ④施設の機能改善が図られた施設であること。
- ⑤医療従事者などの職場環境に配慮した施設であること。

ウ. 提案書の記載方法について

- ①提出する内容は、A3版、片面使用とし、3枚以内にまとめ提出してください。
- ②様式は自由とします。
- ③掲載する資料には、貴社の基本的な考え方を文章で表現してください。表現を補足するための必要なイラスト、イメージ図は認めますが、具体的な設計図、模型、模型写真、パース図等で表現することは認めません。